

川口都市計画生産緑地地区の変更（川口市決定）

1 都市計画生産緑地地区中神根第27号生産緑地地区のほか8地区を次のように変更する。

名 称				面 積		備 考
神 根 第	27	号	生 産 緑 地 地 区	約	2.07 h a	
神 根 第	105	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.04 h a	
神 根 第	108	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.21 h a	
芝 第	2	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.05 h a	
安 行 第	25	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.96 h a	
安 行 第	46-1	号	生 産 緑 地 地 区	約	3.14 h a	
安 行 第	55-2	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.05 h a	
安 行 第	59	号	生 産 緑 地 地 区	約	3.41 h a	
安 行 第	138	号	生 産 緑 地 地 区	約	0.34 h a	

2 都市計画生産緑地地区中、新郷第16号、新郷第75号、新郷第85号、新郷第90号、新郷第115号、神根第6号、神根第137号、神根第145号、安行第60号、安行第108-2号、戸塚100号、鳩ヶ谷第33号、鳩ヶ谷第38号、鳩ヶ谷第41号、鳩ヶ谷第42号、鳩ヶ谷第44号を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法14条の規定に基づく行為制限の解除などにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。